

令和 7 年 産炭地域振興・GX 推進・エネルギー調査特別委員会 開催状況

開催年月日 令和 7 年 9 月 8 日（月）

質 問 者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答 弁 者 経済部長、資源エネルギー局長、
資源エネルギー課長、
エネルギー政策担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 泊発電所について （高橋委員） 一般の委員会で、住民説明会の開催について市橋委員が質問いたしましたけれども、常に先行県の事例を参考にしながらという、そういう言葉が出てきているわけでございます。 先行県と北海道は、置かれた地理的条件、積雪・寒冷、広域・分散、生活圏、行政施策上の課題、そして産業構造、避難に関わるインフラ、原発の加圧、沸水の違い、電気料金、道民性など、他県とは違う要素があるわけであります。それを考慮せず同様と認識されているようですけれども、北海道は独自の特徴を備えているということを念頭にお答えいただきたいというふうに思います。また、仮に今日の質問の中で同じく先行県を参考にしながらという、そういう言葉が出てきたら、どこが同じだという再質問をいたしますので、なるべく先行県と同じという理屈づけの方もきちんと皆さんにしていきたいというふうに思います。 （一）道が行う住民説明会の目的 （高橋委員） 一般から始まった北電の住民説明会ですけれども、これまで北電が主張してきました経済産業構造の変化に伴う、つまりラピダスやデータセンターなど電気需要の増大に関わる説明、また、規制委が規制基準をクリアしたことで安全であるというお墨付きの説明、運転や維持管理には万全を尽くすという説明というものだったのではないかと思います。 さて、先日の特別委員会に提出された資料、また、質疑を聞いても、道主催の住民説明会が何を目的に、どのような説明会にしようと考えられているのか意図が全く明らかではありませんでした。 北電の説明会と遜色がないのであれば単なる二番煎じ、道によるアリバイ作りでしかないというふうに思うわけであります。 本来、事業者が行う説明会と行政が行う説明会とは、自ずと性質が違うものでなければなりません。そこでお聞きしますが、道は、今回行おうとしている住民説明会の目的を何処に置いているのでしょうか。 （一）一再 道が行う住民説明会の目的 （高橋委員） 今のご答弁にありましたけれども、お話を聞いていると、前回も住民から質問や意見を受け付けたわけでございます。今回も、どちらかというとな北電、それからエネ庁など国の所管するところ、要は推進側が北電に応援団として来るということしか考えられないですね。 本来であれば、行政が開く住民説明会というのは、中立の立場で行わなければならない、というふうに思うわけでございます。これは以前にもお話をしていたかも知れませんが、当然のことながら、慎重な意見をもっている方、その中の市民団体の方々の意見やさらには活断層等についても、専門の知識をもつ	（エネルギー政策担当課長） 道主催の住民説明会についてであります。泊発電所 3 号機につきましては、原子力規制委員会による原子炉設置変更許可及び国からの再稼働に向けた政府方針の説明、いわゆる理解要請が行われたところであり、これを受けて、道では、泊発電所より概ね 5 キロメートルを目安とする予防的防護措置を準備する区域、いわゆる P A Z 及び概ね 3 0 キロメートルを目安とする緊急防護措置を準備する区域、いわゆる U P Z を含む後志総合振興局管内での住民説明会を開催するものでございます。 道としては、泊発電所の安全対策や防災対策などのほか、原子力発電のエネルギー政策上の位置づけや必要性、安全性などについて、国や北電から説明いただいた上で、住民の皆様からの意見や質問を受け付けたいと考えております。 また、道としては、道民の皆様への説明をより丁寧に対応する必要があると考えており、全道 6 圏域で住民説明会の開催について、引き続き、検討を進めてまいります。 （エネルギー政策担当課長） 道の説明会についてであります。泊発電所 3 号機につきましては、原子力規制委員会による原子炉設置変更許可及び国からの再稼働に向けた政府方針の説明、いわゆる理解要請が行われたところであり、この理解要請におきまして、国からは道をはじめ、皆様の理解を得られるよう国が全面に立ち、しっかりと説明等に取り組んでいくとの説明があったところでございます。 原発は安全性の確保が大前提であり、安全性や必要性については、エネルギー政策に責任をもつ国が丁寧に説明をし、道民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要です。 このため、道としては、泊発電所の再稼働の判断に向

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
ている方、この方々も来ていただいて、双方の立場から意見を聞く。その双方の立場から聞いた意見を住民の方々がどう判断するかというのが、行政が行う説明会であるというふうに思っているわけでございます。住民の疑問、不安にですね、その解消に努めるべく、住民説明会でなければならないというふうに思っています。今、道民への説明をより丁寧に行うというふうにお答えでございましたけれども、より丁寧に行うということは、そういうことではないのかなというふうに思っておりますが、道はいかがお考えでしょうか。 (二) 説明会が北電と政府という推進側が主体となる という意義 (高橋委員) ですから、それは北電が主催で行う住民説明会と同じだと思います。 さらに悪いのは、今度、道が主催でやるというこの住民説明会、国の関係機関が入って来て、その必要性をさらに訴えていくということですから、北電の説明会より行政の開いた説明会が、より推進的な立場の方々を多く集めて住民の方々に話をするということでございますから、これはちょっとやっぱり中立な立場というふうに私は、当然、思えないわけであります。 誰がどのような説明をし、住民から意見をいただくのかなど、その運営の内容が定かではないわけであります。行政が行う説明会は、先ほど言ったようなことが本来であれば必要であるというふうに思っております。 推進派、そして慎重派、あるいは反対派の方々からそれぞれ意見があつて、その意見を述べた方々が討論をしてお互いに質問をしていく。それを聞いて住民説明会に参加された方々がその中でどう判断をしていくかということなのだろうなというふうに思っているわけでございます。 当然、北電は、再稼働後の電気代の値下げも大々的に主張しておりますから、概算でもその率について話すべきだというふうに思っております。 これも賛成、反対に大きな影響を与えるものだと思いますので、この住民説明会が北電の後の、この道の主催の住民説明会が最後だとすれば、当然のことながら、その説明会で住民の方々は一定の判断をしていかなければならないということになりますから、当然そのことも北電の方から出して行くべきだというふうに思うわけでございます。さらに、道は、原子力防災計画の避難計画について、避難所の陽圧施設の問題やバスの必要台数が確実に準備できるかなどですね、さらに、先般のカムチャッカ沖地震の時に起きたリアル避難の課題、これらについてもその対策、さらには再稼働後の原発事故や自然災害との複合災害にあてはめて説明しなければならないというふうに思っているわけでございます。 その後、会場から意見や質問を受け付けて、入場時にアンケート用紙をお渡ししていただきたいというふうに思います。そのアンケート用紙を最後に回収をする。それには、当然簡素にしながら再稼働に賛成、どちらかといえば賛成、さらには、どちらかといえば反対、再稼働に反対、そしてどちらともいえない、というような選択肢を作る。できれば、意見もその中に書けるような形でアンケートを回収できれば、道民の不安がつかめるのではないかなというふうに思っ	けまして、国や事業者が住民の皆様には直接説明する場として住民説明会を開催することとし、その中で説明に対する住民の皆様からの意見や質問を伺いたいと考えております。 (資源エネルギー局長) 住民説明会の詳細についてでございますが、道では、泊発電所の再稼働の判断に向け、住民の皆様を対象に国や事業者が説明する場として、岩宇4町村や後志管内で住民説明会を開催することといたしました。 この説明会では、原子力規制を独立して一元的に担う原子力規制庁から、3号機に係る規制委の審査結果を説明いただくほか、各地域の原子力防災体制の充実・強化を担う内閣府原子力防災担当からは、泊地域の原子力防災対策について、また、資源エネルギー庁からは、原子力発電のエネルギー政策上の位置づけや必要性などについて、それぞれ説明いただくとともに、北電からは、泊発電所の概要や必要性などについて説明いただいた上で、住民の皆様からご意見やご質問を受け付けたいと考えております。

おります。	
-------	--

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
無論、以前のように、北電がサクラなんぞを使ったらですね、これは北電が致命的なことになってしまいますから、さらに道としては、このことをきつく北電に釘を刺しておいていただきたいというふうに思います。 道が行う説明会の詳しい内容について、お聞きいたします。 (二) 一再 説明会が北電と政府という推進側が主体 となるという意義 (高橋委員) ですから、一方的なお話をお聞きしなければならないということですね。先ほどもお話ししましたがけれども、ラピダスとかデータセンターが来るから電気需要量が上がる、増大するということですが、先般、私、北電ネットワークの方にお聞きしましたが、23年から27年まで、収入の計算、計画があるという中で、これから以降27年まではその使用量が下がっていくということです。電気の需要が伸びるというわけでは必ずしもないという話をお聞きしたところであります。ですから、そういう話もあるということに住民の方が聞かないと、一方的に増えていくということだけを聞いても、一方通行の話を聞いても何にもならない、正常な判断ができないということになるというふうに思っています。 それと、アンケートのことに、お聞きをしたいと思いますが、先ほど、アンケートはこういうふうにやった方がよいんじゃないかと、それが道主催の説明会のあり方ではないかというふうにお聞きしましたが、アンケートについてはどのようにお考えですか。 (二) 一再々 説明会が北電と政府という推進側が主 体となるという意義 (高橋委員) その場で質問できる人、できない人がいるわけですよ。そして、会場に集まった方全ての方から意見をお聞きするんですか。時間の制限なしでやっていただけるんですか。住民の声を聞く、道民の声を聞くということはそういうことでしょ。しかし、それがなかなか制約があるとすれば、アンケートを配ってですね、皆さんの意見を回収をする、そのことが必要ではないかというふうに思っているんですが、この住民説明会の目的のところ、皆さんは触れませんが、なぜこれが必要なのかというと、住民の方々がこの再稼働についてどういう課題をもっているのか、またどういう不安を思っているのか、そのことをきちっと把握をする、そのために行政主体の説明会があるというふうに思っているのですが、そのことについてはどうでしょう。 (高橋委員) それは、ネット環境があってそれに対応できる方ですね。災害弱者と言われる、たとえば高齢の方々については、ネット環境に置かれてはいないし、さ	(資源エネルギー局長) アンケートについてでございますが、道では、泊発電所の安全対策や防災対策などのほか、原子力発電のエネルギー政策上の位置づけや必要性、安全性などについて、国や北電から説明をいただいた上で、住民の皆様から賛否だけにとどまらない多様な意見やご質問を伺いたいと考えており、アンケートの実施については、予定はしておりません。 (資源エネルギー局長) 説明会についてでございますが、道といたしましては、説明会でいただいた皆様からのご意見やご質問と、それに対する国などの回答を整理し、開催結果として取りまとめ、本委員会で報告をさせていただきますとともに、広く道民の皆様にも周知する必要があると考えておりますことから、道のホームページにも掲載する考えであります。 なお、道では、現在ホームページにおきまして、今回の理解要請に関する情報などを随時、掲載いたしますとともに、インターネットによりご意見を伺う問い合わせフォームを準備しているところであります。

らにはそれを開いて見るなんていうこともできないはずですね。従って、そういう方々は住民説明会に行ってお聞きをしたい、どういうことなのだろうかな、その不安を解消してあげる、そしてそこから出された課題を抽出していく、それが行政の行う住民説明会ではないですか。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
単純にITに依存していくということであってはいけないというふうに思いますけれども、これはずっとこの間、アリバイ作りみたく、ネットでやっているから良いんじゃないかというふうに、道の方はお答えしていますけれども、そうじゃないんですね。きめ細かな説明というふうに皆さん言っていたじゃないですか。そうすべきだというふうに思っています。それも考えずに、住民説明会を行うということ自体が少し安易ではないかというふうに思っていますので、是非まだ内容について検討を進めているのであれば、9月20日からですから、是非、そのことも検討していただいて、よりきめの細かな説明、そして多くの道民の意見を聞ける、そういう行政が主体の住民説明会にしていきたいということを要望しておきたいと思っています。 (三)UPZ圏内だけでは無く広範に説明会を行うべき (高橋委員) さて、道が行う説明会はですね、地元においては北電よりも多いUPZ圏内、後志総合振興局管内も対象としておりますけれども、各振興局は、その経済圏・生活圏・行政施行上、非常に繋がりがあ地域が共同で発展していくために区分けされた地域区分だというふうに思っています。当然、災害があれば地域としての協力体制が構築され、相互に連携することも含めて存在するものだと思っております。 また、先日の委員会では全道6圏域での説明会を検討しているとのことでしたが、検討というスタイルでは道民の理解は得られない、実施するというでなければならぬでしょう。知事もですね、道民の声を聞きたいと話していましたので、全道で行うのは欠かせない手続きだというふうに思うわけでございます。 新聞では、知事周辺から道として立地4町村から広げるメリットはない。範囲を拡大すれば、道の責任で難しい意見集約を求められるという声が出ていると報道されていましたが、これが道庁の空気なのではないでしょうか。住民説明会は6圏域だけではなく、14振興局全てで開催すべきであります。開催されない振興局の住民は、道からあなたたちは関係がないというふうに言われたようなものでございます。 6圏域で開催を検討するとのことですが、その検討結果についてもお聞きをいたします。併せてですね、6圏域の開催場所についてお聞きします。また、検討にあたっては是非14圏域としてやっていただきたいのですが、今回14圏域にしなかった理由についてお聞きします。	(エネルギー政策担当課長) 説明会の開催地についてであります。道では、今月20日から、立地自治体である泊村をはじめ、共和町、岩内町、神恵内村、さらにはUPZを含む後志管内での説明会を開催することとしたところでございます。 また、先行県では、一部を除き立地自治体及びUPZ圏内の自治体で説明会を開催していますが、道としては、道民の皆様への説明について、より丁寧に対応する必要があると考えており、全道6圏域で住民説明会の開催について、引き続き、検討を進めてまいります。 なお、会場に来ていただくことが難しい方もいらっしゃるから、後志管内の一部の会場の説明について、インターネットの動画サイトでのライブ配信やアーカイブ配信を行い、広く道民の方々にご覧いただくことができるよう準備を進めているところでございます。

(三) 一再 U P Z 圏内だけでは無く広範に説明会を行うべき (高橋委員) インターネット中継するからそれでよしとするのであれば、後志管内 1 箇所やっただけでオーケーですよ。皆インターネット見てと言えいいんですよ。しかし 6 圏域にしたのでしょ、6 圏域にした理由があるものでしょ、後志管内は別にして 13 圏域のうち 6 圏域、残された 7 圏域の方々はどういうふうに思うのでしょうかね。皆、道民ですよ。皆、関係があるのですよ。多くの道民は北電から電気を購入しているのです。そして、値上げの負担もしている。皆、影響があるのですね。その方々をないがしろにするというわけではないのでしょけれども、何故、区別してしまうの	(エネルギー政策担当課長) 説明会の開催地についてでございますが、先行県では、一部を除き、立地自治体及び U P Z 圏内での自治体で、説明会を開催しておりますが、道としましては、道民の皆様への説明について、より丁寧に対応する必要があると考えており、全道 6 圏域で住民説明会の開催について、引き続き検討を進めてまいります。
質 問 要 旨	答 弁 要 旨
ですか。その区別の理由を教えてください。何で 6 圏域にしたのか、14 圏域にすべきじゃないですか。そう思っていないのですね、今は。 (三) 一再々 U P Z 圏内だけでは無く広範に説明会を行うべき (高橋委員) 6 圏域にした理由を聞いているのですよ。先行県と今、お話ししましたよね。先行県と北海道はどう違うのですか。同じなのですか、全く。北海道は一番小さい香川県から比べて 22 県分の広さを持っているのです。同じなのですか、先行県と。そういう判断ですか。まず 6 圏域にしたという理由を言ってくださいと言っているのですよ、さっきから。何も答えていないですよ、今。 【指摘】 (高橋委員) 言っていること、自分で言っていて矛盾に感じませんか。丁寧な説明をしていく、しかし 6 圏域に絞りました。14 振興局あるのですよ、総合振興局だけにしたのですか、何なのですか。きめ細かく説明というのは、それは口だけの話か。知事に 6 圏域と言ったから、知事がそれで良いと言ったから、今更そんなことは広げることとはできないということですか、それでは議論にならないでしょ、違いますか。 知事の思いを汲むのであれば 14 圏域ではないですか、スクラムトークとは何をやっているのですか、なおみちカフェは何をやっているのですか、現場に行っ て思いを聞くのでしょ、それは知事の政治スタンスでしょ。そのことの意を汲んでですね、皆さん達はきちんと検討する素材を作っていかなくてはならないのではないのですか。 まだ 20 日からでしょ、始まるの。今、始まるのはですね、後志管内ですよ、ですからまだ時間があるのですから、ちゃんときちんと検討とすべきではないですか。 これは宿題として預けておきますよ、まだ今月もありますからね、質問する機会は。	(エネルギー政策担当課長) 説明会の開催地についてであります。先行県では、一部を除き、立地自治体及び U P Z 圏内での自治体のみ、説明会を開催しておりますが、広域自治体である道といたしましては、道民の皆様への説明について、より丁寧に対応する必要があると考えており、インターネットの動画サイトでのライブ配信やアーカイブ配信なども含めまして、広く道民の皆様にご覧いただくことができるよう準備を進めるとともに、全道 6 圏域で住民説明会の開催について、引き続き検討を進めてまいります。

**（四）住民説明会の結果、道がまとめる報告
（高橋委員）**

道が主催する全ての住民説明会が終了した後の取りまとめについてお聞きします。この取りまとめは、どのように行うのでしょうか。当然、知事には詳細に説明するはずですが、なにせ、知事はですね、自分は細かいというふうに職員から言われているという方でございますから、事細かに、報告を受けなければ納得をしないだろうというふうに思っていますが、会場で出された意見や質問はどのようなものだったのか、また、それに対して、誰がどのように答弁をしたのか。皆さんが拠り所になっている先行県の事例を参考にしながらということと合わせれば、新潟県の会場ではですね、条件付き賛成を含めて6割が再稼働賛成と答えました。しかし、花角知事はですね、賛否の傾向を探ったわけではないということで、条件付きの賛成の方が、何故、悩み、何が不安なのか、これを探るために調査をした、そして説明会を開いたというふうに言っている。

原発に事故がないとは規制委も事業者も言っていないのですよ。

質 問 要 旨

新潟県民と同様に、道民も重大事故の際にはですね、住民の安全を完全に確保できるのか、豪雪時に避難道路の除雪、バス輸送を担う業者が被爆の不安をどう考えるのか、設備に義務づけられたテロ対策設備はどういうふうになっているのか、これらの問題が解決してからでなければですね、理解は難しいのではないかというふうに思いますけれども。

道がまとめる報告書にはですね、道民が不安に思っている課題が盛り込まれ、それに対する道の対応策は含めるのかお聞きしたいと思います。

（高橋委員）

この再稼働について、知事がオーダーを出した段階で道も責任を負うことになる。先ほど言ったように原発の安全性、必要性は、それはオンサイトの問題。皆さんはオフサイトの担当なのです。住民の皆さんがどのように避難をしていくのか。そのことに最大の責任を皆さんは負うわけです。完全に安全であれば反対しません。原発の運転が安全であって、最終処分場も安全であるのであれば、私はそんな反対なんかしないです。しかし、心配なのです。だって安全でないと言っているのですから。規制委も。そして、事業者もそういうふうに言っているのですから。だとすれば、オンサイトの中のものには北電で責任をとってください。国で責任をとってください。しかし、オフサイトのところは、皆さん避難計画を作っているではないですか。その責任があるのですよ。だから、色々出された課題や不安について、皆さんはきちっと受け止めてその解決策、対応策をきちんと報告書に載せなければならないのではないですか。違いますか。それが住民の不安を取り除くことだというふうに思っておりますので、先ほどから言っておりますけれども、是非20日からです。まだ12日間あるわけですね。ですから、そのことも十分考慮していただきたいというふうに思いますよ。申し訳ないですが、先ほども言ったようにこれから本会議も始まっていて、代表質問、一般質問、予算特別委員会があって、その後には決算特別委員会がありますよ。ずっとこの問題やっていないといけないのかい。単純に判断をすればいいだけの話でしょ。きめ細かな対応をしていくということと。

（エネルギー政策担当課長）

説明会の開催結果についてであります。道が主催する説明会では、泊発電所の安全対策や防災対策などのほか、原子力発電のエネルギー政策上の位置づけや必要性、安全性などについて、国や北電から、説明を行い、住民の皆様から意見や質問を受け付けたいと考えております。

道といたしましては、説明会でいただいた皆様からのご意見やご質問と、それに対する国などの回答を整理し、開催結果として取りまとめ、本委員会で報告するとともに、広く道民の皆様にも周知する必要があると考えていることから、道のホームページにも掲載する考えでございます。

答 弁 要 旨

(五) 道が判断する再稼働の安全基準とは (高橋委員) どうぞこの住民説明会が道民にとって、道主催の住民説明会はきめ細かい対応をしていただいたという評価を受けるようにしてください。 これは住民にとって重大な決断を要することであり、その知事の判断材料になるのであります。 道民は道民の、事業者は事業者の、安全に対する考え方には違いがあるかもしれませんが、同じように、560 万人の道民生活を担っている道そして知事もまた、安全についての自分なりの定義というものをもちだと思っています。 道としての再稼働における安全基準をどのようにお持ちなのかということをお聞きをさせていただきましたけれども、先ほどのお答えでは、より高い安全レベルを目指していくことを言っておりますけれども、少なくとも今回の規制委の中では新知見を取り入れなかったわけです。前にもお話ししましたが、北大の先生が F1 活断層について、査読付きの論文を出しました。査読付きの論文ですね。これ新知見、	(質問なし)
質 問 要 旨	答 弁 要 旨
学会に出すときに言われているのです。これに対して、何のコメントもしていない。皆さんはこの新知見について、どういうふうに考えているのですか。この新知見についての説明を今度の住民説明会でされるのですか。きめ細かいということはそういうことでしょうか。ですから、きちっと納得するように説明をしていただく住民説明会にしていきたいというふうに思うのです。今日はこのくらいでやめておきますけれども、そういうことはきちっと受け止めていただきたいというふうに思うわけでございます。 (六) 関西電力・中国電力は自社原発敷地内に「中間貯蔵施設」を建設するようだが北電は (高橋委員) 青森県の中間貯蔵施設は、東電と原電以外には使用済み核燃料は受け入れません。当然、北電の使用済み核燃料は受け入れてくれないということになるわけでございます。 既に使用済み核燃料冷却用プールが満杯に近い関西電力と中部電力は、自社原発敷地内に乾式中間貯蔵施設を建設する考え方を示しました。今後は、住民や地元の理解が得られるかというハードルが残るといふふうに思います。 泊原発の場合、冷却用プールは 1 号炉、2 号炉での容量は 6 年未満、3 号炉で 12 年ほどとなっております。北電の齋藤社長は、1 号炉、2 号炉の再稼働も申請すると発表をいたしました。 容量に余裕がある 3 号炉のプールも 1、2 号炉と併用になるとすれば、その寿命は当然短くなるわけでござ	(エネルギー政策担当課長) 使用済燃料の保管についてであります。関西電力は、使用済燃料の中間貯蔵施設への搬出までの間、安全性の高い方式で保管する乾式貯蔵施設の設置を計画していると承知をしております。 北電によれば、泊発電所の使用済燃料貯蔵対策としては、3 号機の使用済燃料ピットを 1、2 号機と共用化し、1、2 号機の使用済燃料を 3 号機の貯蔵施設においても保管可能とすることにより、仮に使用済燃料の六ヶ所再処理工場への搬出が計画どおりにできない場合でも、15 年程度の貯蔵スペースを確保していることから、関西電力が設置を計画している乾式貯蔵施設と同様の施設については、現時点において、具体的な計画はないとのことでございます。 なお、北電としては、将来の対策方針として、泊発電所の使用済燃料ピットの貯蔵状況の推移などを見極め

（六）関西電力・中国電力は自社原発敷地内に「中間貯蔵施設」を建設するようだが北電は（高橋委員）

青森県の中間貯蔵施設は、東電と原電以外には使用済み核燃料は受け入れません。当然、北電の使用済み核燃料は受け入れてくれないということになるわけでございます。

既に使用済み核燃料冷却用プールが満杯に近い関西電力と中部電力は、自社原発敷地内に乾式中間貯蔵施設を建設する考え方を示しました。今後は、住民や地元の理解が得られるかというハードルが残るというふうに思います。

泊原発の場合、冷却用プールは1号炉、2号炉での容量は6年未満、3号炉で12年ほどとなっております。北電の齋藤社長は、1号炉、2号炉の再稼働も申請すると発表をいたしました。

容量に余裕がある3号炉のプールも1、2号炉と併用になるとすれば、その寿命は当然短くなるわけでございます。中間貯蔵施設はその建設に数年かかると言われております。最終処分場の建設期間は調査から30年間とも言われています。この先どうなるかの見当も今のところは全く付いておりません。

当然、再稼働を行おうとしている北電は、使用済み核燃料の処理方法への考え方も示さなければならないというふうに思っております。道は、このことについてどのようにお考えでしょうか。

（高橋委員）

いずれにしても、乾式貯蔵施設、これを検討していくようなことも考えていかなければならないということでございますけれども、そうなってくると3号炉の再稼働、1、2号炉の再稼働、そして最終処分場の問題。そして、今度は乾式貯蔵施設の問題というふうに大きくさらに課題は広がっていくわけですね。その課題が広がっていくことを十分北電は理解して住民説明会をしていただきたいし、無論そのことに関わって道は住民説明会にきちっとそのことも加えて皆さんにお知らせをお願いしたいというふうに思っているわけでございます。これ27年というふうに北電は3号炉の再稼働を言っているわけですから、まだ時間的に余裕があります。判断するにしてもある。そして、地裁でも差し止め請求があつて、地裁段階では、原告の主張が通っております。今、高裁で口頭弁論を行っておりますけれども、いずれにしても高裁で判決が出て、例えば地裁に差し戻しがかかる以外はまた両方とも最高裁の方に行くかも、最高裁の方に上告するかもしれません。まだまだこの問題の差し止めの問題については、時間がかかってくると思います。そして一方では、この地裁で条件として出たのが防潮堤、これが現在のやつではだめだということで今新しく作っています。この完成が27年です。ですから27年が過ぎ

（エネルギー政策担当課長）

使用済燃料の保管についてでございますが、関西電力は、使用済燃料の中間貯蔵施設への搬出までの間、安全性の高い方式で保管する乾式貯蔵施設の設置を計画していると承知をしております。

北電によれば、泊発電所の使用済燃料貯蔵対策としては、3号機の使用済燃料ピットを1、2号機と共用化し、1、2号機の使用済燃料を3号機の貯蔵施設においても保管可能とすることにより、仮に使用済燃料の六ヶ所再処理工場への搬出が計画どおりにできない場合でも、15年程度の貯蔵スペースを確保していることから、関西電力が設置を計画している乾式貯蔵施設と同様の施設については、現時点において、具体的な計画はないとのことでございます。

なお、北電としては、将来の対策方針として、泊発電所の使用済燃料ピットの貯蔵状況の推移などを見極めながら、乾式貯蔵施設の設置を含め、泊発電所として取りうる種々の貯蔵方策について検討していくとしていくところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
ないと、27年で防潮堤ができないと3号炉の再稼働ができないのです。ですからまだ時間がある。ゆっくり、慎重に、そして詳細に対応していくということが必要だろうというふうに思っております。	
（七）政府が原発地域振興負担金の対象地域を拡大し、上三陸郡を	

（高橋委員） 結局、国もですね、10 k m圏内だけでは十分ではない、皆がですね、つながりがあるんだ、避難するにしてもですね、インフラの整備もしていかなければならない、そのためにですね、道路を新しく作る、その費用もちゃんときちっと考えていかななくてはならない、結果 10 k m圏内ではなくて、30 k m圏内、U P Z 圏内に広げたということでありますね。ですから、それがですね、大きく影響があると、この何か事故があったらですね影響があるということなんだろうというふうに思っているところでございます。 （八）申請の場合の振興計画提出のスケジュールは （高橋委員） さて、知事がですね、特措法の対象となる地域の申請を、これを、行うわけでございますけども、指定が決定された場合、知事はその地域ですね、「振興計画案」を総理大臣に提出する事になります。その振興計画案提出のスケジュール感についてお聞きます。 （九）電源立地交付金対象地域の決定、北海道の場合はどのように決定したか （高橋委員） 全国では「電源立地交付金」の対象地域を、原発立地自治体のみとしている県もあります。北海道の場合、4 町村が対象となっています。これはどのような考え方から決定されたのでしょうか。	（資源エネルギー課長） 振興計画についてでございますが、原発特措法に係る見直し内容の詳細や関係通達の改正時期は示されておらず、また、現時点でスケジュールも示されておりません。 なお、平成 13 年 4 月の原発特措法の施行後、道から申し出た立地地域の指定は平成 15 年 4 月に、振興計画は平成 16 年 3 月に決定されてございます。 道といたしましては、今後の国の関係通達の改正にあわせて、対象となる自治体のご希望を聞きながら新たな地域の指定や振興計画の変更に向け調整してまいります。 （資源エネルギー課長） 交付対象地域についてでございますが、電源立地地域対策交付金には、電力移出県等交付金相当部分や、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分など、様々な種類がございまして、交付金の種類によって、交付の対象となる地域は、発電用施設等の所在する都道府県や所在市町村、自然条件等により必要と認められる隣接市町村・隣々接市町村など、それぞれ異なりまして、交付規則などに基づいて定められてございます。
質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（十）特措法による指定地域と三法交付金の指定地域の関連 （高橋委員） 4 町村にしたというのはなぜかということなんです。他のところでは原発立地自治体のみというところもあるわけですね。4 町村にしたというのであれば 4 町村にしたという理由があるのでしょうか。隣接町村、さらに隣々接もあるということですね。なぜ北海道は 1 箇所だけ隣接なんですかね。他にも隣接のところがある。なぜその理由がはっきりしないんでしょうかね。わからないですよ、これ。これは、影響があるということなんです、多分、その背後にあるのは。だとすればですね、それは先ほどのですね、措置法と同じようにですね、この電源三法による立地交付金のやつもですね、当然のことながら、当てはめていくべきではないですか。これは先般の委員会で、そのようにですね、立地自治体、知事会で申し入れをしているということでございますけれども、これはですね、他県バラバラであるにしてもですね、ぜひそのことはですね、さらに強くですね、やっていただきたい。結果的にはですね、私は先ほどの措置法と同じようにです	（資源エネルギー課長） 国の支援対象となる地域についてでございますが、電源三法交付金は、それぞれの支援の内容に応じて、その対象となる地域が法令や規則に基づき定められることとなりますが、道では、構成員である原子力発電関係団体協議会を通じまして、平成 24 年度から原子力災害対策が必要な区域が 30 キロ圏まで拡大されていることを踏まえ、電源三法交付金等の対象地域を当該区域まで拡大するなど、必要な見直しを図るよう要望しているところでございます。

**(十) 特措法による指定地域と三法交付金の指定
地域の関連**

(高橋委員)

4 町村にしたというのはなぜかということなんです。他のところでは原発立地自治体のみというところもあるわけですね。4 町村にしたというのであれば 4 町村にしたという理由があるのでしょうか。隣接町村、さらに隣々接もあるということですね。なぜ北海道は 1 箇所だけ隣接なんですかね。他にも隣接のところがある。なぜその理由がはっきりしないんでしょうかね。わからないですよ、これ。これは、影響があるということなんです、多分、その背後にあるのは。だとすればですね、それは先ほどのですね、措置法と同じようにですね、この電源三法による立地交付金のやつもですね、当然のことながら、当てはめていくべきではないですか。これは先般の委員会で、そのようにですね、立地自治体、知事会で申し入れをしているということでございますけれども、これはですね、他県バラバラであるにしてもですね、ぜひそのことはですね、さらに強くですね、やっていただきたい。結果的にはですね、私は先ほどの措置法と同じようにですね、これは U P Z 圏内、30km 圏内まで拡大するべきだというふうに思いますがいかがでしょうか。

(十) 一再 特措法による指定地域と三法交付金の指定地域の関連

(高橋委員)

特措法について、30km 圏内まで拡大するように道の方からも知事会通じて要請をしている。それは、とりもなおさず 30km 圏内は、原発の影響が非常に大きいということですよ。です。だからこそ言っているわけだと思います。

そうだとすれば、原発の同意も 30km 圏内すべてにするべきではないですか。辻褄がそこで合っていくでしょう。なぜ、措置法は拡大されていって、そして一方では、交付金の地域の拡大も皆さんは申し入れしていて、そして原発の同意だけは、最小限にしているのですか。おかしいと思わない。辻褄合わないでしょう。

本来であれば、そういうふうにもって 30km 圏内まで同意の対象にすべきでしょう。これ、知事が出来るのですよ。知事が決められるのです。そう、なんでしないのですか。この矛盾をどういうふうに整理をしていくのですか。

(資源エネルギー課長)

国の支援対象となる地域についてでございますが、電源三法交付金は、それぞれの支援の内容に応じて、その対象となる地域が法令や規則に基づき定められることとなりますが、道では、構成員である原子力発電関係団体協議会を通じまして、平成 24 年度から原子力災害対策が必要な区域が 30 キロ圏まで拡大されていることを踏まえ、電源三法交付金等の対象地域を当該区域まで拡大するなど、必要な見直しを図るよう要望しているところでございます。

(資源エネルギー局長)

地元同意の範囲についてでございますが、再稼働に関する地元同意の範囲につきましては、様々なご意見があると承知しており、道といたしましては、先行県では、県および立地自治体のみ理解要請が行われてきた中で、今回、国として 50 年以上に渡って岩宇 4 町村一体で活動が行われてきたといった歴史的な経緯など様々な経緯を踏まえた上で判断されたものと受け止めております。

（高橋委員）

これ知事が全て責任あるんですよ。決めるのは知事ですから、知事が決められるんですから、国じゃないですよ。知事が決められる。従って先ほどの交付金の話も含めて知事が国の方に申し入れをしている。これは立地県のいろいろな方々と一緒になってやっていっている。そして 30km 圏内は措置法の対象になっていっている。だとすれば、素直に考えれば、同意を得るのも 30km 圏内ということになるんですよ。そうでなければおかしいんです。この矛盾を抱えながらこの課題に対応していくことに、道の方が無理があると思いませんか。先ほども言いましたけれども、オンサイトの場合は良いです。北電の責任で良いです。国の責任で良いですよ。オフサイトの責任は、皆さん達が取りますよ。道民の皆さんの避難の問題、安全の問題。

そういうふうを考えていったときに、先ほど言ったような矛盾のない考え方、これから進めていっていただきたいというふうに思います。まだまだこれは続きますからね、さっき言ったように 27 年までありますからね、終わります。